

京都市告示第 90 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年6月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類            府 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
高野修学院山 端線	左京区一乗寺燈籠本町26番地地先から	旧	メートル 8.90	メートル 6.80
	同町20番地地先まで	新	8.90	6.79

(建設局道路部道路明示課)